

○安中市境界確定事務取扱要綱

平成25年3月29日

安中市告示第42号

(趣旨)

第1条 この告示は、市有地と当該市有地に隣接する土地との境界の確定(以下「境界確定」という。)の事務の適正かつ円滑な執行を図るため、その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「市有地」とは、市が所管する財産で、次に掲げるものをいう。

- (1) 道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項に規定する市道
- (2) 河川法(昭和39年法律第167号)第100条第1項に規定する準用河川
- (3) 安中市法定外公共物の管理に関する条例(平成18年安中市条例第177号)第2条に規定する法定外公共物
- (4) 安中市財産規則(平成18年安中市規則第47号)別表の土地に区分される公有財産  
(境界確定の申請)

第3条 市有地に隣接する土地を所有する者(以下「隣接土地所有者」という。)のうち、境界確定を求めるものは、境界確定申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)により市長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請をする者(以下「申請者」という。)は、前項の申請書に次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 申請者が市有地に隣接する土地について権原を有することを証する書類(登記事項証明書(前項の規定による申請に係る土地(以下「申請地」という。)のもので交付の日から1月以内のもの)、売買契約書の写し等)
- (2) 案内図(申請地の位置を明示した図であって、当該地の付近の状況がわかるものをいう。以下同じ。)
- (3) 公図(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面をいう。以下同じ。)の写し)
- (4) 隣接土地所有者一覧表(様式第2号)
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 申請者は、前項各号に掲げる書類のほか、横断図、閉鎖地図、切絵図若しくは隣接地積測量図を作成し、又は取得した場合は、第1項の申請書に添付するものとする。

4 第2項第3号に規定する公図の写しは、申請地を中心にできる限り広い範囲を転写したもので、次に掲げる事項を明示したものとする。この場合において、着色されている箇所は、同様に着色するものとする。

- (1) 縮尺及び方位
- (2) 市町村名・大字・字・地番・地目・面積及び土地の所有者名
- (3) 申請箇所（朱線）
- (4) 法定道路、河川等名
- (5) 当該公図を所管する法務局名
- (6) 転写年月日並びに当該転写をした者の資格、職、住所、電話番号、氏名及び当該者の押印

5 第2項第4号の隣接土地所有者一覧表の立会人証明の欄は、隣接土地所有者が立ち会う場合は当該隣接土地所有者が自筆で署名し、代理人（隣接土地所有者の委任を受けた者をいう。以下同じ。）が立ち会う場合は当該隣接土地所有者との関係を明記し、当該代理人が自筆で署名するものとする。

6 申請者は、登記簿上の土地の名義人と土地の所有者が異なる場合は、第2項各号に規定する書類のほか、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 相続により異なる場合 次に掲げる書類
  - ア 相続関係を図示したもの
  - イ 戸籍謄本等の相続関係を説明する書類
  - ウ 市有地と当該市有地に隣接する土地との境界を確認するための立会い（以下「境界立会い」という。）に立ち会う者以外の相続人の委任状又は遺言書、相続放棄申述書若しくは遺産分割協議書の写し
- (2) 生前贈与により異なる場合 贈与契約書の写し

7 第2項各号、第3項、第4項各号、前項各号、第9条第1項各号、同条第2項、第11条第1項各号に掲げる書類は、日本産業規格A4に製本するものとする。

（平30告示114・一部改正）

（申請書の審査及び受理）

第4条 市長は、申請者より申請書が提出されたときは、速やかにこれを審査し、補正の必要があるものは補正させ、受理するものとする。

（事前調査）

第5条 市長は、境界立会いに先立ちその土地の沿革、地域の慣行等の境界確定の参考となる資料を収集し、及び調査するものとする。

2 市長は、道路幅、水路幅等の市有地の幅を確保するために必要と認める場合は、申請地側の反対側に位置する隣接土地所有者の立会いを求めることができる。

(境界立会い)

第6条 市長は、境界立会いにおいては、原則として公図を基準とし、付近の地形、建物、前後の見通し等を参酌して公正妥当な境界を見出すよう努めるものとする。

2 市長は、境界立会いにおいては、申請者に十分意見を述べさせ、その主張する根拠を明らかにするものとする。

(境界杭等の設置)

第7条 境界立会いの協議が成立したときは、速やかに申請者の立会いの上、境界杭等の境界標を設置するものとする。

(復命)

第8条 市長が指定する境界立会いに立ち会う職員は、その結果を復命書(様式第3号)により市長に報告するものとする。

(境界確定書)

第9条 申請者は、境界立会いの協議が成立した場合は、境界立会いの日から、原則として3月以内に境界確定書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付し、市長に2部提出するものとする。この場合において、境界確定書及び添付書類は、全て割り印を押すものとする。

(1) 確定図

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項各号に掲げる書類のほか、申請地の写真若しくは横断図を作成し、又は取得した場合は、前項の境界確定書に添付するものとする。

3 第1項第1号の確定図は、測量者(測量士又は測量士と同等の技術を有する者をいう。以下この項において同じ。)が作成し、その縮尺は、250分の1又は500分の1のいずれかで現況を表示するのに適当なものとし、申請地を中心に次に掲げる内容を記載するものとする。

(1) 縮尺及び方位

(2) 市町村名・大字・字・地番及び土地の所有者名

(3) 申請箇所

(4) 法定道路、河川等名

- (5) 不動点、測点表示、点間距離、座標値、隣接土地地番、市有地の幅等
- (6) 境界（朱線）
- (7) 測量年月日並びに測量者の資格、職、住所、電話番号、氏名及び当該測量者の押印  
（確定図を作成した測量者と現地で測量を実施した測量者が異なる場合は、それぞれ記載する。）

4 第1項の境界確定書は、境界立会いに代理人が立ち会った場合は、隣接土地所有者が現地を確認した上、署名及び押印をするものとする。ただし、隣接土地所有者からの委任状がある場合は、代理人が署名及び押印をするものとする。

5 市長は、第1項に規定する境界確定書が提出された場合は、内容を審査した上、押印し、1部を申請者に返却するものとする。この場合において、境界確定書及び添付書類は、全て割り印を押すものとする。

（協議不成立の場合の処理）

第10条 市長は、申請者若しくは隣接土地所有者のいずれかが同意をしない、隣接土地所有者が立ち会わない等のために境界確定の協議が成立する見通しがないと判断した場合は、その旨を理由を付して境界確定の協議不成立について（通知）（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（境界の証明）

第11条 境界確定がされた市有地に隣接する土地（境界確定によって確定された境界線で隣接する土地に限る。）を所有する者は、境界の証明を求める場合は、境界の証明願（様式第6号）に次に掲げる書類を添付し、市長に2部提出するものとする。この場合において、証明願及び添付書類は、全て割り印を押すものとする。

- (1) 確定図
- (2) 案内図
- (3) 公図の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の境界の証明願が提出された場合は、速やかに内容を審査した上、押印し、1部を申請者に返却するものとする。この場合において、証明願及び添付書類は、全て割り印を押すものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に申請のあった境界確定については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年10月1日告示第114号)

この告示は、平成31年7月1日から施行する。ただし、第3条中安中市境界確定事務取扱要綱第3条第2項第1号の改正規定及び同条第7項の改正規定(「第6項各号」を「前項各号」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(施行期日)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

